

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	青葉工業株式会社
代表者氏名	代表取締役 葛西 剛
本店所在地	香川県高松市林町4 7 5 - 1
停 止 期 間	3 か月

3 入札参加停止の理由

青葉工業株式会社は、香川県が発注する特定土木一式工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年6月25日、公正取引委員会が課徴金納付命令を行った。なお、青葉工業株式会社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。

【入札参加停止要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

令和8年7月30日から令和8年10月29日まで（3か月）

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月以上24か月以内

※静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第3項

知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。